

答 申 第 4 3 号  
( 諮 問 第 4 7 号 )

平成 2 8 年 5 月 2 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 8 年 2 月 8 日付け鎌道路第 1 0 5 0 号で諮問のあった下記の  
事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

平成27年11月4日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「H27年度日本トンネル技術協会に委託された『北鎌倉隧道安全性等検証委員会』の業務に関わる日本トンネル技術協会事務局又はサンコーコンサルタントと市職員（都市整備部）との間で送受信された文書記録」について、実施機関が平成27年11月17日付けで行った行政文書不存在決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成27年11月4日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「H27年度日本トンネル技術協会に委託された『北鎌倉隧道安全性等検証委員会』の業務に関わる日本トンネル技術協会事務局又はサンコーコンサルタントと市職員（都市整備部）との間で送受信された文書記録」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、平成27年11月17日付け鎌倉市指令道路第52号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成28年1月18日付けで異議申立てを行った。

### (2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

### (3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成28年1月18日付けで提出された異議申立書、同年3月26日付けで提出された意見書及び同年5月6日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

「北鎌倉隧道安全性等検証委員会」の業務は、平成27年5月

29日から8月31日までの契約期間で発注された。しかしその後、9月に市民団体からの要望書提出がなされ、3つの異なる団体および個人から陳情書が提出された。11月の建設常任委員会での審議においては、当該委託事業の事務に関わる第三者性の担保についての疑義が呈された。また、同様の理由で、監査請求が動議された。さらに、同様の理由で、総務常任委員会では、当該事業にかかる補正予算が否決された。したがって、申立人の請求した文書は、請求時点で行政のあり方を組織的に検討するために必要不可欠な行政文書であったと思われる。市から委託事業者への情報の流れや、打合せの実施といった部分においても疑いがある中で、やり取りに係る電子メールをすべて削除したとするのは不当である。

### 3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成28年3月7日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び同年5月6日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

平成27年度北鎌倉隧道安全性検証等業務委託は、北鎌倉隧道の安全性について実施機関が平成17年度及び平成25年度に実施した既往調査の結果に関し、専門的かつ客観的な見地から検証を行うとともに、検証結果に基づき、道路の通行機能が確保でき、実現性のある隧道整備の方策があるのかを検証し、具体的な工法を提案することを目的として、平成27年5月29日に市が一般社団法人日本トンネル技術協会（以下「トンネル技術協会」という。）と契約を締結したものである。検証に当たっては、トンネル技術協会が学識経験者で構成する検証委員会を設置し、2回の検証委員会会議を行った。なお、トンネル技術協会としては、この受託業務のために既往調査の内容説明及び作業を行わせるため、サンコーコンサルタント株式会社（トンネル技術協会会員）（以下「サンコーコンサルタント」という。）と契約している。

請求のあった電子メールについては、市と業務受託者であるトンネル技術協会や作業班であるサンコーコンサルタントとの間で、検証に必要な経過や隧道の概要についての連絡、検証委員会会議の進

行手順の確認及び資料作成等の進捗状況の照会・報告、並びに業務報告書作成の進捗状況の照会・報告を行ったもので、課長、課長補佐及び担当が電子メールを確認した時点で、価値の消滅するものであり保存の必要なものではない。

そのため、当該電子メールについては、行政文書として取り扱わないと判断し、内容を確認後すべて削除しており、物理的に存在しない。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

##### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、「平成27年度北鎌倉隧道安全性検証等業務委託契約」に基づき実施機関がトンネル技術協会に北鎌倉隧道の安全性及び安全対策工法についての検証業務を委託し、トンネル技術協会が設置した北鎌倉隧道安全性検証等委員会の検証等に関し、担当課（道路課）職員とトンネル技術協会事務局又はサンコーコンサルタントとの間で送受信された文書記録である。

##### (2) 本件請求文書の特定について

本件処分において、行政文書公開請求書に記載された「日本トンネル技術協会事務局又はサンコーコンサルタントと市職員（都市整備部）との間で送受信された文書記録」という表現から、それが直ちに電子メールに限定した趣旨であるとは解されない。しかし、本件請求にあたり、実施機関は、異議申立人に対して請求対象に係る「送受信された文書記録」とは電子メールである旨の確認を行っている。その上で、実施機関は請求対象である文書記録を電子メールと特定し、不存在決定処分を行った。そして、当審査会では、異議申立人に口頭意見陳述に際し以上の特定経過に間違いがないことを確認の上、電子メールに限って審査を行った。

##### (3) 本件処分について

ア 条例第2条第2号に規定されている行政文書は、「職員等（中略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であっ

て、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。」と定義され、「次に掲げるもの」の一つとして「職員等により組織的に用いられていないもの」が挙げられている。

イ 本件請求対象文書は、上記のとおり、実施機関の職員が、市から各職員に対して個別に付与されたメールアドレスを用いて、事業委託先であるトンネル技術協会事務局又はサンコーコンサルタントと事務連絡を行った電子メールである。

実施機関は、本件電子メールの内容は打合せの日程確認や成果品の確認等についての事務連絡であり、内容を確認した時点で保存しておく必要がなくなるため、「鎌倉市行政文書事務ガイドライン」（平成22年7月1日実施）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、実施機関の文書取扱責任者である道路課課長補佐が行政文書として取り扱わないと判断し、確認後に削除を行ったと説明する。そして、実施機関は、本件請求対象文書については、組織として管理している文書管理システム内には保存されていないという。

この点について、ガイドラインに基づき、事務連絡にすぎない電子メールについて、組織共用性の実質を具備したものではないとして、その内容を確認して削除した結果、本件電子メールが存在しないとの実施機関の説明が不合理であるとはいえない。

ウ なお、当審査会は本件請求対象文書の内容を確認することができないため、実施機関が本件請求対象文書を行政文書として取り扱わないと判断したことが適切であったかどうかについて、判断することができない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付言

本件異議申立てに係る当審査会の判断は以上のとおりであるが、情報公開制度の本旨にかんがみ、実施機関に対して以下のとおり付言する。

本件請求対象文書である電子メールの取扱いにあつては、ガイ

ドラインに基づき、実施機関の文書取扱責任者が行政文書として取り扱うか否かを判断した結果、行政文書に当らないものとして削除を行ったものであるが、当該ガイドラインにおいては、何をもちいて行政文書として取り扱うかどうかを判断する基準が定められていない。

鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月8日規則第20号）第3条第1項は「事務処理に当たっては、処理の内容（行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を行政文書として記録しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りではない。」と規定している。この規則に基づき、本件請求対象文書である電子メールのすべてを、担当者が確認した時点で事務処理に係る事案が軽易な場合にあたるとして、行政文書として取り扱わないとした判断が合理的であったかどうかについては、当審査会として電子メールが保存されていないので確認することができない。

については、実施機関に対して、情報公開制度の趣旨を十分に踏まえたうえで、適切な情報管理が行われるよう求めるとともに、ガイドライン等の指針においても、情報公開制度の趣旨を十分に踏まえ、実施機関が適切な判断を行えるよう具体的な基準を定める等、改善を求めるものである。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 7 / 1 1 / 4	行政文書公開請求書が提出される
1 1 / 1 7	行政文書不存在決定通知書送付
2 8 / 1 / 1 8	異議申立書が提出される (担当課：道路課)
2 / 8	審査会に対し諮問
2 / 9	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
3 / 7	行政文書不存在決定理由説明書を受理
3 / 9	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
3 / 2 6	異議申立人から意見書を受理
3 / 3 0	実施機関に意見書(写)送付
4 / 1 1	第75回審査会で概要報告
5 / 6	第76回審議会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明) (異議申立人からの口頭による意見陳述)
5 / 2 3	異議申立人から補充意見書を受理
5 / 2 3	実施機関に補充意見書(写)送付
5 / 2 3	第77回審議会で審議
5 / 2 3	答申(答申第43号)